

4. 支援体制の強化

1) 役職者研修

- 令和3年度は、正副地区長7名と単会三役37名(90名中／再任含)が新任となる(会長11名、専任幹事15名、事務長11名)。
- 法人局の基本方針「8万社体制」5カ年計画の初年度にあたり、それぞれの役職者としての“役割”や“心がまえ”を学ぶことはもとより、活動の重点「拡充の更なる推進」に対応して役職者研修の充実強化を図る。

役職者基礎研修（8月2日(日)）

- ◆対象／全役職者
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／役職者としての基本的な考え方と、個々の役職の役割と範囲 など

正副地区長研修（年2回：8月・2月）

- ◆対象／三役・副幹事長・正副地区長・正副普及拡大委員長
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／県会長の地区代理人としての心がまえと、単会の火つけ役としての役割など

会長研修（年2回：8月・2月）★単会二役研修・単会三役研修

- ◆対象／正副会長・単会会長・地区長・統括委員長・普拡委員長
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／継承した単会の最高責任者としての心がまえと、単会内の”人づくり”など

専任幹事研修（年2回：8月・2月）★単会二役研修・単会三役研修

- ◆対象／幹事長・専任幹事・副地区長・副統括委員長・普拡副委員長
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／単会会長の女房役としての心がまえと、単会役職者への戦略的な働きかけなど

事務長研修（年1回：10月）★単会事務長・監査・事務局員研修

- ◆対象／(県及び単会の)正副事務長・監査・事務局員
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／会長・専任幹事を補佐する守備固めとしての心がまえと、県事務局との連携など

委員長研修(年1回:9月)〈単会の普及拡大を除く〉

- ◆対象／正副6委員長
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・県役員 他
- ◆内容／単会の戦略チャネルリーダーとしての心がまえと、当該委員会の役割と範囲など

単会役職者研修(年1回:8月/地区主催)

- ◆対象／単会役職者(単会主催:開催の希望は地区長に相談すること)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・県役員・他
- ◆内容／各役職の立場・役割の他、役とは何か、役職と倫理の関係についてなど

2) 法人レクチャー研修(倫理経営講演会体験報告者を除く)

○講話内容(体験報告)に更に磨きをかけるため、全員の発表と相互評価ができるよう分科会などを企画します。(全員の出席が必須)

※欠席者には、別途、単会MSなどでの講話審査を受けていただきます。

3) 県内レクチャー制度

○法人レクチャーとして推薦できる人材を育成することを目的に、各単会MSやNS、県主催行事などで体験報告を行うものとする。

〈認定基準〉

選考委員の推薦を受け、認定研修会受講後に認定される。(1年任期)

〈認定対象〉

現単会役職者(1年以上)であり、所属単会MSに出席していること。

倫理実践による事業体験を中心に話すことが出来る人材であること。

※新任の県役員・単会会長は、自動的に認定研修の候補者となる。

選考委員／県四役(四役会対象者)が選考委員となり県会長に推薦する。

認定研修／【前期】令和2年9月24日(木)

(新任の県役員、単会会長に対する令和3年度の認定)

【後期】令和3年6月8日(火)・9(水)

(県四役会・企画会にて選考された令和4年度の認定)

新任研修／1人15分に発表内容をまとめ研修会で発表する。

(発表内容の原稿は研修前日までに県事務局に提出する)

発表に対する指導・アドバイス後、認定書を授与される。

継続研修／受講後、次年度継続して認定される。

発表内容の相互評価により更に磨きをかける研修とする。

認定委員／倫理経営インストラクター(有資格者)

※県や単会の派遣要請は「積極的に喜んで」受け、経験を積み重ね研鑽する。

また、年間で1社以上は必ず普及することを条件とする。

※年度後期に県四役会において、継続者の判定を協議する。(非公開)

●県内シニアレクチャー

当該年度の期首(9月1日)時点で満70歳以上の県内レクチャーは、

豊富な人生経験を活かした倫理体験を通して、後進育成のため

県内シニアレクチャーとなる。(1年任期)

〈認定取消〉

県内レクチャー・県内シニアレクチャー認定の取消は、研究所の

“法人レクチャー委嘱の取消”に準ずる。